

北星学園大学 研究倫理委員会規程

〔目的〕

第1条 北星学園大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

〔任務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 研究倫理指針に関する事項
- 2 研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する事項
- 3 人を対象とする研究倫理指針に基づく研究倫理審査に関する事項
- 4 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- 5 その他研究倫理に関する事項

Ⅱ 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して適切な指導および助言を行う。

Ⅲ 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

〔委員会の構成〕

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長、短期大学部長（研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者）
- 4 事務局長

〔委員会の委員長〕

第4条 委員会の委員長は学長を、副委員長は副学長をもってあてる。

Ⅱ 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

Ⅲ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

〔成立・議決要件〕

第5条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

Ⅱ 委員長が特に必要であると認めた場合には、委員以外の者から委員会に置いて意見等を聴取することができる。

〔記録の保存〕

第6条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。

Ⅱ 委員会は、保存期間を経過した場合であっても、さらに記録の保存が必要であると認めた場合には、3年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

Ⅲ 倫理審査を審議した場合、保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

Ⅳ 記録、保存および廃棄の手続きは、「北星学園文書処理規程」に準じる。

〔事務〕

第7条 委員会の事務は、研究支援課が処理する。

〔倫理教育・コンプライアンス教育〕

第8条 委員会は、指針に基づき研究倫理教育及びコンプライアンス教育を定期的実施する。

- II 前項に関わらず、学生については所属する学科・研究科において、学科長、副研究科長の責任の下、授業内外を通じて教育を行う。

〔倫理審査〕

第9条 委員会は、人を対象とする研究倫理指針に基づき研究計画等の審査を希望する研究者等（以下「申請者」という）からの申請に応じて、研究倫理審査を行う。

- II 前項に関わらず、学部学生の研究は委員会の審査対象としない。学部学生の倫理審査は、学科長の責任の下、指導教員において研究内容を事前に十分確認の上、申請により各学科において行う。
- III 学科による審査の手続きはこの規程に準じる。
- IV 倫理審査の対象となる研究は、人を対象とする研究倫理指針第2条1に定義する研究活動とする。

〔倫理審査の手続き等〕

第10条 申請者は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

- II 複数で行う研究の場合、研究代表者が申請者となるものとする。
- III 大学院生が申請者の場合、本学教員が指導教員でなければならない。
- IV 委員は、自らが研究代表者、共同研究者等で研究に係る場合、その審査に加わることができない。

〔倫理審査の判定〕

第11条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- 1 承認
- 2 条件付承認
- 3 変更の勧告
- 4 不承認
- 5 非該当

〔倫理審査結果の通知〕

第12条 委員長は、判定の結果を速やかに申請者に通知する。

- II 申請者は、決定内容に疑義があるときには、委員会に説明を求めることができる。

〔倫理審査の再審査〕

第13条 申請者は、審査の判定に異議がある場合、通知があった日から2週間以内に、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査を求めることができる。

〔研究遂行中の倫理審査〕

第14条 委員会が承認または条件付承認した研究計画等を申請者が変更しようとする場合、その変更について委員会の承認を得なければならない。

- II 研究開始時に審査を経していない研究等であっても、審査の申請を行うことができる。

〔実施状況の報告、調査〕

第15条 委員会は、承認した研究等について必要に応じて申請者に対して実施状況報告を求めることができる。

- II 委員会は承認した研究等が研究計画通りに適切に行われているかを調査できる。

〔倫理審査結果の公開〕

第16条 委員会は、承認した研究等の研究課題、申請者を公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、

申請者の申請に応じ委員会の決定により非公開とすることができる。

[守秘義務]

第17条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

この規程は2020年4月1日から施行する。